

返金制度について

当社の紹介により就職した者が退社またはその者の責に基づく解雇により雇用契約を終了したときは、受領した報酬から次に定める金額を求人者に返還する。またこの際の振込に係る手数料は乙の負担とする。

(1) 入社を辞退した場合	100%
(2) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	70%
(3) 入社後 1 ヶ月超 2 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	50%
(4) 入社後 2 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	20%

以上